

改正法129条の検討

参考資料11 別紙1

改正個人情報保護法第129条 (地方公共団体に置く審議会等への諮問)	ガイドライン、事務対応ガイド、QA	備考・検討
地方公共団体の機関は、	-	○諮問の主体は「地方公共団体の機関」 →議会は除かれる（改正法第2条第11項第2号） →地方独立行政法人は含まれない（≠現行条例の「実施機関」）
条例で定めるところにより、	○個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。	○条例で定める必要がある。 ○条例で定める内容としては、形式的なものを想定している模様（個人情報保護委員会作成の条文イメージより）
① 第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、	-	○具体的にどのような場合が該当し得るか別途検討 →別紙2
② 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、	<p>○「特に必要な場合」とは、<u>個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合</u>をいう。</p> <p>○「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合</u> ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合 <p>○「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、<u>法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条第1項及び第2項に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合</u>を想定しています。</p> <p>○令和3年の法改正では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、<u>個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである</u>。</p> <p>○法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、<u>個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなる</u>と考えられる。</p>	<p>○現行条例下の諮問（→個別・類型答申）と、大きな違いはないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（例1）要配慮個人情報を取扱う事務を開始するにあたり、当該事務の特性等に応じた、利用目的明示の具体的方法、より適当な取得方法、正確性確保のための方策、安全管理措置の具体的手法、個人情報の提供を受ける者に対して要求すべき措置の具体的内容等（これらを踏まえた事務のスキーム、実施要領・協定書・覚書・手順書の内容等）について諮問する。 →現行条例の下での要配慮個人情報に係る諮問では、事務又は事業の実施のために当該要配慮個人情報の取扱いを必要とする理由を明らかにして諮問し、審議会においてその取扱いについて適当と認める答申を受けることとなる。この中で、安全管理措置の具体的手法等を踏まえた事務のスキーム等も示され、それについても審議される。 →「安全管理措置の具体的手法等に関する運用ルール」について諮問するか（改正法）、「安全管理措置の具体的手法等に関する運用ルール」を含めた取扱いの適否について諮問するか（現行条例）の違いではないか。 ・（例2）制度改善にあたり、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則等（例えば、施行条例（独自の保護措置等含む）、規則、要綱、要領、その他手順書等）について諮問する。 →個情法の範囲内という枠組みができたこと以外にはあまり違いはないのではないか。
審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。	-	○諮問しなければならないわけではない。 ○報告については特段言及されていないが、「諮問」に当たらない態様のものであっても、目的外利用制限等の個別の案件の処理に関連して審議会等への「報告」や「意見聴取」を要件化するような運用は、既にお示している法第129条の解釈の趣旨と異なる」とのこと（委員会より）